

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成25年7月25日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務件名

公共下水道管渠実施設計(その1)委託

(2) 委託業務概要

ア 応用測量

(ア) 路線測量 1.20 km

イ 下水道実施設計

(ア) シールド工法 1,185.1 m

(イ) 開削工法 12.5 m

(ウ) 特殊人孔 1箇所

(3) 履行期間

契約の日から180日以内

(4) 履行場所

京都市西京区桂木ノ下町 他地内

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市上下水道局契約規程(以下「規程」という。)第6条第1項に規定する一般競争入札参加有資格者名簿(測量・設計等)に「建設コンサルタント」の種目で登録されている者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程(建設省告示第717号)に規定する登録部門のうち、「下水道部門」の登録を受けていること。
- (3) 技術士法施行規則に規定する「上下水道部門」のうち、「下水道」の選択科目における技術士資格者又は「下水道部門」のシビルコンサルティングマネージャーの資格を有する者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は同一の者を配置しないこと。

なお、配置予定の技術者は、いずれも、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日において、引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

- (4) 平成10年度以降に国内において、次に掲げる条件を満たす実施設計業務を元請として履行した実績があること。ただし、実績については、それぞれ異なる業務であっても構わないこととする。

ア シールド工法の曲線半径60メートル以下が含まれた設計実績

イ 立坑深15メートルを超える立坑築造の設計実績

ウ 既設幹線水路から分水させる特殊人孔の設計実績

エ 特殊人孔内に機械設備（ゲート及びポンプ設備）を設置する設計実績

オ シールド工法、推進工法、特殊人孔における耐震設計（レベル2）の設計実績

- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格の確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

- (6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか参加できないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(1) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 問合せ先

〒601 8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075 672 7728)

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から平成25年8月1日(木)(京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、(1)の上下水道局ホームページからのダウンロードも可能とする。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続

(1) 入札方式

ア 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うこととする。

イ 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一名義人のもの又は受任者がいる場合には受任者名義のもので、かつ、落札決定日の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信することとする。

(2) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を添

付のうえ、京都市電子入札システムへ送信し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2(2)、(3)及び(4)に掲げる条件に関する書類等

(3) 申請書類の提出期間

この公告の日から平成25年8月1日(木)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

(4) 参加資格の確認の通知及び委託設計図書の貸与について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成25年8月8日(木)に、確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨通知があった者は、設計図書を3(1)の場所で貸与するので、資格確認通知後、速やかに交付を受けること。

(5) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長(以下「管理者」という。)に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成25年8月12日(月)までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成25年8月14日(水)までに説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認められた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くことと

なったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

5 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

平成25年8月19日(月)、20日(火)及び21日(水)の午前9時から午後5時まで

(2) 開札日時

平成25年8月22日(木)午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認できるよう電子メールを送信する。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、3(1)の場所で閲覧に供し、併せて上下水道局ホームページにおいて公表する。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札することとする。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。当該入札者が2者以上あるときは、抽選によって落札者を決定する。

7 入札の無効

規程第12条各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

8 その他

(1) この調達には、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(上下水道局総務部用度課)